

個人情報ファイルの名称	コミュニティ推進活動助成ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	各町会・自治会に活動費の一部を助成するため、町会長、自治会長及び会計担当者との連絡に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	町会長、自治会長及び町会・自治会会計担当者
記録情報の収集方法	申請による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	町会・自治会役員名簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	各町会・自治会の加入世帯数、区域等と役員の氏名、住所、連絡先を名簿にし、町会・自治会、区役所、官公署間等の連絡・調整に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3加入団体の有無、4役職、5電話番号
記録範囲	町会・自治会役員
記録情報の収集方法	郵便・FAXにより各町会・自治会から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	町会長・自治会、庁内各部署、区議会議員、都議会議員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、区商店街連合会、本所警察署、向島警察署、本所消防署、向島消防署、本所税務署、向島税務署、墨田都税事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備考	—

個人情報ファイルの名称	墨田区功労者表彰候補者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	表彰候補者調査（町会長・自治会長）
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4職業・職種・職歴、5賞罰、6加入団体の有無、7電話番号
記録範囲	町会長・自治会長
記録情報の収集方法	—
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	墨田区企画経営室秘書担当
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	環境改善功労者・功労団体ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	環境改善功労者・功労団体把握
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、4職業・職種・職歴、5電話番号
記録範囲	区民及び区内団体に所属する者
記録情報の収集方法	環境改善功労者・功労団体推薦書により墨田区環境改善功労者・功労団体区長感謝状贈呈要綱で規定する推薦者から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	地縁団体の法人化認可申請書類
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	地縁による団体（町会・自治会）の法人化認可の審査に利用する。
記録項目	1氏名、2住所
記録範囲	町会・自治会構成員
記録情報の収集方法	文書での申請による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	区民交通傷害保険加入者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	保険加入者の把握、宛名用データ
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4（在勤者のみ）勤務先名、所在地、電話番号、5（一緒に申し込んだ家族がいる場合のみ）家族氏名
記録範囲	区民交通傷害保険加入者
記録情報の収集方法	区民交通傷害保険加入申込書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	引受保険会社
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	コミュニティ会館学童クラブ室利用者情報ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	コミュニティ会館学童クラブ室利用者の入退会管理、入退室管理及び育成料徴収事務に利用
記録項目	<p>【利用者】 1氏名、2ふりがな、3生年月日、4学校（幼稚園、保育園、認定子ども園）名、5学年、6電話番号、7郵便番号、8住所</p> <p>【利用者の保護者等】 1氏名、2ふりがな、3緊急連絡先の電話番号、4メールアドレス、5利用者との続柄</p>
記録範囲	コミュニティ会館学童クラブ室利用者及び保護者等
記録情報の収集方法	各種届出書、各種証明書、住基情報、口頭により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	墨田区コミュニティ会館（横川コミュニティ会館、東駒形コミュニティ会館）の指定管理者 ※ 指定管理者には当該指定管理者が管理するコミュニティ会館学童クラブ室の利用者及びその保護者等の情報のみ共有
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	区民交通傷害保険加入者台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	保険加入者の把握
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5他の保険契約等、6（在勤者のみ）勤務先名、所在地、電話番号
記録範囲	区民交通傷害保険加入者
記録情報の収集方法	区民交通傷害保険加入申込書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	引受保険会社
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	コミュニティ会館児童室利用者情報ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域力支援部地域活動推進課
個人情報ファイルの利用目的	コミュニティ会館児童室利用者の入退館管理及びイベント・講座等の申込管理
記録項目	<p>【利用者】 1氏名、2ふりがな、3生年月日、4学校（幼稚園、保育園、認定こども園）名、5学年、6電話番号、7郵便番号、8住所</p> <p>【利用者の保護者等】 1氏名、2ふりがな、3緊急連絡先の電話番号、4メールアドレス、5利用者との続柄</p>
記録範囲	コミュニティ会館児童室利用者及びその保護者等
記録情報の収集方法	利用者が記入した利用登録届若しくは緊急連絡登録票に基づきコミュニティ会館の指定管理者が電子計算器に入力又は利用者の保護者等が電子計算器に入力
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	墨田区コミュニティ会館（横川コミュニティ会館、東駒形コミュニティ会館、梅若橋コミュニティ会館）の指定管理者 ※指定管理者には当該指定管理者が管理するコミュニティ会館児童室の利用者又はその保護者等の情報のみ共有
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名称） 墨田区地域力支援部地域活動推進課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備考	—